

令和5年5月8日

## 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う在宅高齢者へのサービス継続支援事業の取り扱いについて（周知）

日ごろから、千葉市保健福祉行政にご協力をいただき、誠にありがとうございます。

また、長期にわたり新型コロナウイルスの感染対策にご協力をいただいております。多大なるご労苦とご尽力に、重ねて心からの御礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5月8日から5類感染症に変更されましたが、在宅高齢者へのサービス継続支援事業については、当面の間、継続することといたします。なお、事業終了の際には改めてご連絡致します。

### 1 事業概要

本事業は、在宅生活をしている介護が必要な高齢者（以下「在宅高齢者」という。）が新型コロナウイルスの「感染者」又は「感染者と接触があった者※」に該当する期間中に、サービス提供を行った事業者に対し、予算の範囲内において、在宅高齢者へのサービス継続支援金等を交付することにより、必要な介護サービスを滞りなく提供し在宅高齢者の生活を維持することを目的とします。

※「感染者と接触があった者」は以下のいずれかに該当する者をいいます。（旧：濃厚接触者）

ア 新型コロナウイルスの感染者の同居家族である者

イ 新型コロナウイルスの感染者の発症日（無症状病原体保有者の場合は検査の検体採取日）の2日前以降、感染者とマスクなし、1m以内、15分以上の接触があった者

※イに関しては保健所等では判断しないので、関係者でご判断いただきます。

### 2 事業詳細

#### (1) サービス継続支援

在宅高齢者が「感染者」又は「感染者と接触があった者」となった場合に、介護支援専門員及び介護保険事業課と協議の上、当該在宅高齢者に対してサービス提供（生活に必要な最低限のサービスを提供した場合に限る）を行った事業所に対して支援金を支給します。

【支給対象サービス】訪問介護、訪問介護相当サービス、生活援助型訪問サービス、（介護予防）訪問入浴介護、（介護予防）訪問看護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、その他在宅生活維持に必要なサービス

【支給金額】固定額15万円（初回のみ）＋訪問1回あたり9,000円（「感染者」又は「感染者と接触があった者」に該当する期間中について原則1日3回まで）

#### (2) 新規利用者等に対するケアマネジメントへの支援

家族などの主介護者が感染者となったこと等により、在宅高齢者本人が「感染者」又は「感染者と接触があった者」となり、新たに居宅サービス等を利用せざるを得なくなったケースについて、介護支援専門員が本人の状況確認の上、新たにケアプランを作成した場合等に支援金を支給する。（新規利用以外であっても、大幅なプラン変更等により、同様の対応を要する場合も含みます。）

【支給対象サービス】居宅介護支援、介護予防支援

【支給金額】1件当たり20,000円

### (3) 区分支給限度額を超えたサービス提供への支援

介護保険サービスを利用している在宅高齢者が「感染者」又は「感染者と接触があった者」となったケースで、区分支給限度額を超えたサービスを提供することとなった場合等に支援金を支給します。

【例】家族介護を受けていた高齢者等について、主介護者が感染者となったこと等により、高齢者本人が「感染者」又は「感染者と接触があった者」となった場合であって、24時間の見守りが必要な場合など

### 3 注意事項

- 1：「感染者」又は「感染者と接触があった者」である在宅高齢者に対してサービス提供を行う場合は、事前に介護保険事業課へ報告を行ってください。(事前に報告を受けていないケースについては、給付対象となりません)
- 2：支援金については、感染リスクが無いとは言えない場所でサービス提供を行った従業者本人に対する慰労の側面もありますので、用途についてご配慮ください。

### 4 申請書類について

[サービス提供 前 にご提出いただくもの]

- ・感染者発生連絡票
- ・居宅介護支援（利用者）報告書（居宅介護支援事業所より）

[サービス提供 後 にご提出いただくもの] ※必要書類は介護保険事業課よりご案内いたします

- ・在宅高齢者へのサービス継続支援事業申請書
- ・アセスメント表【上記2の（2）の場合のみ】
- ・ケアプランの写し【上記2の（2）の場合のみ】
- ・支援経過記録
- ・実績入力後のサービス利用票
- ・実績入力後のサービス提供表【上記2の（1）及び2の（3）の場合のみ】
- ・サービス提供記録の写し【上記2の（1）及び2の（3）の場合のみ】
- ・介護給付費明細書その他請求金額が分かるもの【上記2の（1）及び2の（3）の場合のみ】

### 5 対象期間

- ・事前に報告を受けているケースについてのみ、対象期間等を精査し、給付対象とします。

### 6 提出先

【郵送】〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1 新庁舎9階 千葉市役所 介護保険事業課 宛て

<問い合わせ先>

介護保険事業課 企画指導班

(TEL) 043-245-5068 (FAX) 043-245-5621

(Mail) kaigohokenjigyو.HWS@city.chiba.lg.jp